

社会福祉法人浜田市社会福祉協議会高齢者サロン活動助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、共同募金の配分金により、市民自らが企画し、立ち上げようとする「高齢者サロン活動」を支援し、もって浜田市の地域福祉の向上、高齢者の生きがいきづくり、介護予防の推進に資することを目的とし、その助成金の交付に関しては、浜田市社会福祉協議会補助金等交付要綱（平成18年浜田市社会福祉協議会要綱第3号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(対象団体)

第2条 助成対象となる高齢者サロン活動の内容や運営方法については、次の各号に定めるとおりとする。ただし、趣味、サークル活動、営利活動、宗教活動、政治活動の何れかと認められる場合は、助成の対象としない。

- (1) 高齢者サロン活動を新規に開設、若しくは開設予定であり、概ね年間3回以上の開催を計画していること。
- (2) 1回の参加人数は概ね5名以上であること。
- (3) 高齢者の介護予防、生きがいきづくり、または健康づくりに関連するプログラムが計画または実施されていること。
- (4) 参加者全てが楽しんで交流を深め、他団体や地域住民との交流事業を積極的に行う、または参加するなど、お互いの支えあいの輪を広げる活動であること。
- (5) 原則的に、運営にかかる費用の一部は参加者が負担すること。

(助成額及び助成期間)

第3条 助成額は30,000円以内とする。助成対象期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの間に新規開設された初年度とする。

(助成対象経費)

第4条 助成金の対象経費は、光熱水費、消耗品費、食材料費、講師等謝金、使用料、保険料、通信費等、活動に使用する備品及び器具費とし、スタッフへの賃金等の人件費、参加者食事代（弁当・仕出し・外食費用）は対象としない。

(助成金の申請)

第5条 助成を受けようとする団体等は、補助金等交付申請書（様式第1号）に関係書類を添付し、提出するものとする。

(助成金の決定)

第6条 補助金等交付申請書を受理した後、その内容を審査し、必要があればヒアリングを行い、適当と認めたときは、補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により団体等へ通知する。

(助成金の交付)

第7条 助成決定を受けた団体等は、補助金交付請求書（様式第7号）に必要事項を記入し、本会へ提出後に助成金を受けることができる。

（事業の報告）

第8条 助成を受けた団体等は、初年度事業完了後、補助事業等実績報告書（様式第5号）に関係書類、対象経費の領収書の写し及び事業写真を添付し、提出するものとする。

（会計帳簿等の整理）

第9条 助成を受けた団体等は、助成金の使途及び経理について内容を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備しなければならない。

（助成金の返還）

第10条 本要綱に違反したとき及び次の各号に掲げる事項に該当するときは、助成決定を取り消し、助成金の全部または一部を返還させることができる。

- (1) 助成金の指定事業に使用しないもの
- (2) 高齢者サロン活動の遂行が困難になったとき
- (3) 助成金に剰余が生じたとき

（共同募金への協力）

第11条 助成を受けた団体等は、共同募金運動に積極的に協力するものとする。また、共同募金助成金による事業であることを明示し、広く周知することに務めなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。